

愛知県最低賃金の改正決定に係る答申について

「愛知県最低賃金」時間額を**845**円に引き上げ

—愛知地方最低賃金審議会の答申—

愛知労働局長は、平成28年7月4日に愛知地方最低賃金審議会（会長 中山 恵子 中京大学経済学部教授）に対し、「愛知県最低賃金の改正決定について」の諮問を行っていましたが、同年8月5日に同審議会から答申を受けました。

答申の内容は、「時間額を**845**円に引き上げることが適当である。」というものです。

愛知労働局長は、同日付けでこの答申の要旨の公示を行い、関係労働者及び関係使用者からの異議申出（申出期限8月22日）に関する手続きを経て改正決定を行う予定です。

～最低賃金についてのお問い合わせ先～

愛知労働局 労働基準部 賃金課

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 0 2 5 7

ファックス 0 5 2 - 9 5 1 - 4 1 9 3



愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金
審議会の意見に関する公示

愛知労働局一般公示 第72号

平成28年8月5日、愛知地方最低賃金審議会から、愛知県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示します。

なお、愛知県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき、平成28年8月22日までに愛知労働局長あて（名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出してください。

平成28年8月5日

愛知労働局長 木暮 康二

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見の要旨

愛知県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 845円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
平成28年10月1日